

「『懸賞による景品類の提供に関する事項の制限』の運用基準について」の改正に関する
意見募集の結果について

平成24年6月28日
消費者庁

1 意見募集方法の概要

- (1) 募集期間：平成24年5月18日（金）～平成24年6月18日（月）18:00（必着）
- (2) 告知方法：消費者庁ウェブサイト、電子政府の総合窓口(e-Gov)ウェブサイト
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX又は郵送

2 意見募集の結果

- (1) 意見提出総数：333通

（内訳）

事業者	21通
団体	4通
個人	164通
匿名	144通

- (2) 改正案の修正並びに意見の概要及びこれに対する消費者庁の考え方
別紙参照

運用基準の改正案の修正について

下線の部分はパブリックコメント募集後の修正部分

改正案の修正	改正案
<p data-bbox="188 479 762 551">「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準</p> <p data-bbox="156 600 309 629">1～3（略）</p> <p data-bbox="156 638 708 667">4 告示第五項（カード合わせ）について</p> <p data-bbox="180 676 770 748">(1) 次のような場合は、告示第五項のカード合わせの方法に当たる。</p> <p data-bbox="209 757 783 1308"><u>携帯電話端末やパソコン端末などを通じてインターネット上で提供されるゲームの中で、ゲームの利用者に対し、ゲーム上で使用することができるアイテム等を、偶然性を利用して提供するアイテム等の種類が決まる方法によって有料で提供する場合であって、特定の二以上の異なる種類のアイテム等を揃えた利用者に対し、例えばゲーム上で敵と戦うキャラクターや、プレイヤーの分身となるキャラクター（いわゆる「アバター」と呼ばれるもの）が仮想空間上で住む部屋を飾るためのアイテムなど、ゲーム上で使用することができるアイテム等その他の経済上の利益を提供するとき。</u></p> <p data-bbox="180 1317 303 1346">(2) （略）</p> <p data-bbox="156 1355 336 1384">5～12（略）</p>	<p data-bbox="845 479 1420 551">「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準</p> <p data-bbox="813 600 967 629">1～3（略）</p> <p data-bbox="813 638 1366 667">4 告示第五項（カード合わせ）について</p> <p data-bbox="837 676 1426 748">(1) 次のような場合は、告示第五項のカード合わせの方法に当たる。</p> <p data-bbox="866 757 1437 1267"><u>携帯電話ネットワークやインターネット上で提供されるゲームの中で、ゲームのプレイヤーに対してゲーム中で用いるアイテム等を、偶然性を利用して提供するアイテム等の種類が決まる方法によって有料で提供する場合であって、特定の数種類のアイテム等を全部揃えたプレイヤーに対して、例えばゲーム上で敵と戦うキャラクターや、プレイヤーの分身となるキャラクター（いわゆる「アバター」と呼ばれるもの）が仮想空間上で住む部屋を飾るためのアイテムなど、ゲーム上で使用することができる別のアイテム等を提供するとき。</u></p> <p data-bbox="837 1317 960 1346">(2) （略）</p> <p data-bbox="813 1355 994 1384">5～12（略）</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>【「携帯電話ネットワークやインターネット上で提供されるゲームの中で」の部分について】</p> <p>「携帯電話ネットワーク」が具体的に何を指すのか分かりにくいいため、「携帯電話ネットワーク」と「インターネット」の用語の意義及びその関係を整理すべきであるとの意見があった。</p>	<p>御意見を踏まえ検討した結果、ソーシャルゲームやオンラインゲームを利用する場合、携帯電話端末を利用しようと、パソコン端末を利用しようと、インターネット上で提供されるものであることは共通するので、そのことを明確にするため、「携帯電話ネットワークやインターネット上で提供されるゲームの中で」を、「携帯電話端末やパソコン端末などを通じてインターネット上で提供されるゲームの中で」に改めることとした。</p>
<p>【「ゲームのプレイヤーに対して」の部分について】</p> <p>「プレイヤー」には、ゲームにおいて利用者が操作するキャラクターを指す場合があるので、「利用者」と表記すべきであるとの意見があった。</p>	<p>御意見を踏まえ検討した結果、「プレイヤー」と表記していた部分を全て「利用者」と表記することとした。</p>
<p>【「ゲーム中で用いるアイテム等を」の部分について】</p> <p>「ゲーム中で用いる」とは、ゲーム中、能動的に利用できるアイテム等に限定され、自己の分身であるアバターなどは該当しなくなってしまうのではないかとの意見があった。</p>	<p>運用基準で示した例は、事業者がゲーム利用者に対し供給する役務の例示であり、敵と戦うなど能動的に利用できるアイテム等でなくても、事業者が利用者に対し、役務として供給するものであれば、景品規制の対象となるものである。</p> <p>なお、「ゲーム中で用いる」との表現については、改正後の別の部分での同じ趣旨の表現振りに合わせ、「ゲーム上で使用することができる」と改めることとした。</p>
<p>【「特定の数種類のアイテム等を」の部分について】</p> <p>「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号。以下「懸賞景品制限告示」という。）第5項では、「異なる種類の符票の特定の組合せ」となっているところ、改正案では、「特定の数種類のアイテム等」となっており、「異なる」種類の符票でなくても適用されるかのようになっているため、「異なる」種類の符票であることが分かるように修正すべきとの</p>	<p>原案で「数種類」と規定していることから、異なる種類の符票であることは明確であるが、懸賞景品制限告示第5項の文言に合わせて、「二以上の異なる」との文言を追加することとした。</p>

意見があった。	
<p>【「特定の数種類のアイテム等を」の部分について】</p> <p>同じ符票を複数集めさせる場合にも、「カード合わせ」として規制すべきとの意見があった。</p>	<p>今回の運用基準の改正は、懸賞景品制限告示を改正するものではない。同告示で禁止されているのは、二以上の異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる「カード合わせ」であるところ、同じ符票を複数集めさせる場合には、「カード合わせ」には当たらない。</p> <p>なお、「カード合わせ」が全面禁止されているのは、それが方法自体欺瞞性を有し、一般消費者の射幸心をあおるからである。</p>
<p>【「全部揃えたプレイヤーに対して」の部分について】</p> <p>「全部揃えたプレイヤーに対して」の部分につき、「全部揃えた」とすると、全部でなくて一部の数種類を揃えれば良いときは該当しなくなるようにも読めてしまうので、「特定の数種類のアイテム等の組合せを揃えたプレイヤーに対して」とすべきではないかとの意見があった。</p>	<p>御意見を踏まえ検討した結果、例えば、$A+B+C+D$を全部揃えるとXが提供され、その一部である$A+B+C$を揃えるとYが提供される場合に、後者が「カード合わせ」に該当しないことにもなりかねないことから、「全部」を削除することとした。</p>
<p>【「別のアイテム等」の部分について】</p> <p>「別のアイテム等を提供するとき」という表現では、同じアイテムがもう1つもらえる場合に適用されなくなるおそれがあるため、「別の」の文言は削除すべきとの意見があった。</p>	<p>御意見を踏まえ検討した結果、別のアイテム等を提供する場合以外にも、経済上の利益を提供したといえる場合があり得ることから、「別の」を削除することとした。</p>
<p>【「別のアイテム等」の部分について】</p> <p>アイテムのパラメーターが上昇する場合に適用されなくなるおそれがあるため、「別の」の文言は削除すべきとの意見があった。</p>	<p>アイテムのパラメーターが上昇する場合には、むしろ「別の」アイテム等を提供したとみ得る可能性があると考える。</p>

<p>【その他の経済上の利益について】</p> <p>アイテム等を直接提供しなくとも、特別のアイテム等が当たるくじを引ける権利を提供するなどの潜脱が考えられるので、「その他の経済上の利益」を加える必要があるとの意見があった。</p>	<p>御意見を踏まえ検討した結果、アイテム等を直接提供する方式でなくとも、「通常、経済的対価を支払って取得すると認められるもの」を提供することも経済上の利益に含まれると考えられることから、「その他の経済上の利益」との文言を追加することとした。</p>
<p>ガチャ（ここでは、「ガチャ」とは、有償かつ電子上行われるものを指すものとする。以下同じ。）自体を禁止すべきとの意見があった。</p>	<p>今回の改正案は、有体物の取引の分野で禁止されている行為については、インターネット上の取引の分野でも禁止されることを明らかにする趣旨のものである。</p>
<p>ガチャの確率表記を義務付けるべきであるとの意見やRMT（リアル・マネー・トレード）を禁止すべきとの意見があった。</p>	<p>御意見は、今回パブリックコメントに付した運用基準の改正案に直接関係するものではないが、インターネット取引を巡る様々な問題については、消費者庁としては、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等による「インターネット消費者取引連絡会」の運営などを通じて、法規制と事業者による自主的な対応などが相互に補完し合うような形で取り組まれるよう、積極的な役割を果たしていきたい。</p>

※ 御意見については、概要のみ掲載しています。

※ 寄せられた御意見のうち、主なものについて回答させていただきました。

※ 一人から、複数の御意見が提出されている場合は、内容により分割して記載しています。